

2018年度協約改訂交渉を全組合員で闘おうシリーズ

第8回協約・協定改訂団体交渉

組合要求に逆行する会社回答！

9月13日、本部は2018年度基本協約・協定改訂第8回団体交渉を開催し、会社からの回答が示されました。

また会社は、回答時挨拶で「高齢者雇用制度、賃金制度のうち特殊勤務手当及び調整手当などについては、引き続き議論していきたい」と明らかにしました。さらに議論の中で「特勤手当は職種ごとに月額で払う」「調整手当は居住地を基準とする」ことを検討していることが判りました。

本部はこれらの回答について、私たちの要求と大きくかけ離れた内容であり全く会社に誠意がないことから、持ち帰り検討とし、再申し入れを決定しました。（詳細は業務速報No.1110参照）

【協約等の改訂に関する事項】

- ・フレックスタイム制の適用範囲拡大
- ・保存休暇の用途拡大
- ・基本協約の条文の改訂

【制度等の改正に関する事項】

- ・始終業時刻の柔軟化
- ・通称の導入
- ・リワークトレーニングの適用対象の拡大
- ・健康増進イベントの新設
- ・臨時社員の賃金の一部見直し

J R 東海労は現場で奮闘する組合員社員のために最後まで粘り強く闘います！

